

運動部活動の地域移行についての議論に関する一考察

近藤 雄一郎*¹ 佐藤 亮平*² 山次 俊介*¹ 山田 孝禎*¹ 沼倉 学*²

(2022年9月28日 受付)

本研究は、運動部活動の地域移行に関わる諸問題について概観し、議論における成果と課題について考察することを目的とした。運動部活動の地域移行に関する議論は、教員の労働時間が長時間に及んでいることを起点として議論が構成されるが、部活動に対する生徒のニーズが一定程度あることにより、部活動は廃止ではなく存続の可能性が探られていった。こうした議論の構成をとることで「地域スポーツクラブ」の活用の可能性の道が拓かれ、経済的価値を部活動を起点に創出することで、経済的成長戦略となる可能性が提起された。しかし、これまでの取り組みにおける運動部活動の教育的機能については評価・検討する必要があると考えられた。また、運動部活動に携わる教員の専門性に関わること及び運動部活動が教育の論理と競技力の論理の二重構造を持ち存在していることに関しては、十分に議論が進められていないと考えられた。したがって、活動の実態からだけでは見えない部分あるいは教員が形成する教育文化に関する検討が必要だといえた。そして、運動部活動の地域移行を進めるに当たっては、自主性・継続性・公認性の3条件を担保する必要があると考えられた。

キーワード：運動部活動・地域移行・議論構造

1. 緒言

2022年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議（座長：友添秀則氏）において審議されてきた「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が取りまとめられ、室伏スポーツ庁長官に手交された。これを受けて、運動部活動の地域移行に関するニュースがメディア各社で大々的に取り上げられるとともに、各自治体の教育委員会を中心に運動部活動の地域移行に向けた動きが加速することとなる。

*¹福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員養成領域

*²宮城教育大学教育学部

運動部活動の地域移行に関する議論は、1960年代から進められてきている。神谷（2015）によると、当時は体力づくりや社会体育における競技力向上の養成、部活動指導に関わる教職員への手当の問題を背景に運動部活動の地域移行が進められてきたという。また、友添（2016）によると、生涯スポーツ社会の到来という社会的変化、運動部活動が教科外活動であるという運動部活動自体の位置づけ方の問題、教員の多忙化により運動部の実質的な指導を地域の外部指導者に委ねることが多くなった現実などにより、運動部活動の外部化の議論は1990年代に再燃することとなる。中澤（2011）は、1980年代後半から2000年代にかけては「合同部活動の実施、地域社会との連携、地域社会への移行という、運動部活動の多様化＝外部化を模索していった」（p.46）時期として位置づけている。この頃に文部科学省（2001年の中央省庁再編までは文部省、以下、文科省）は、運動部活動の指導や運営の多様化＝外部化を推進する事業として、「スポーツエキスパート活用事業」（1997年）、「運動部活動地域連携実践事業」（2002年）、「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」（2008年）を実施している。また、2000年の保健体育審議会の答申では、全学校週5日制時代における地域の子どものスポーツ活動（運動部活動）の受け皿として想定される総合型地域スポーツクラブの政策構想が示された。

以上のように、これまでも社会・教育・スポーツ等の状況に応じて、部活動の地域移行について議論、政策実行されてきたが、中澤（2011）が述べるように各学校で運動部活動の外部化を、あくまでも模索するに留まり、運動部活動それ自体が完全に外部に委託されるようになったわけではない。しかし、近年の政策や提言は、これまでのものと性質が大きく異なり、全国的に運動部活動の地域移行をより現実的に推進するような内容となっていると捉えられる。2018年にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備のために地域との連携が強調されている。また、2020年には文科省より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、休日の部活動の段階的な地域移行が具体的な方策として取組を進めることが明記されている。この部活動改革については具体的なスケジュールも示されており、2023年までは国や地方自治体で各事業の推進を図り、2023年からは部活動改革（休日の部活動の段階的な地域移行）を全国展開することとしている。2022年に出された「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」でも、「中学生等のスポーツ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていく」と明記され、2023年度からの3年間を休日の運動部活動の段階的な地域移行を実行する改革集中期間として位置づけている^{註1)}。他方、経済産業省に属する地域×スポーツクラブ産業研究会（座長：間野義之氏）の第1次提言（2021年）においても学校部活動の持続可能性が問題意識の1つとして設定され、文科省に対し、学校の部活動は「社会体育」であることを明確にし、運動部活動を地域移行する必要性を指摘している。また、2021年より経済産業省は「未来のブカツ」として、部活動改革のためにスポーツ産業・教育産業と学校現場が協力するフィージビリティ・スタディ事業に取り組んでいる。

つまり、半世紀前から議論されてきた部活動の地域移行について、ここ数年で急速に全国的に

推進することが図られようとしている。今回提出された「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」の内容についても、専門家やメディアから問題点や課題が指摘されている状況にあるが、今後3年間での段階的な部活動の地域移行の実現は既定路線となっている。運動部活動を地域移行するにあたって、運動部活動に関する議論の内容や課題を捉えておくことは必要であろう。そこで、本研究は運動部活動の地域移行に関わる諸問題について概観し、議論における成果と課題について考察することを目的とする。なお、本研究は運動部活動の地域移行を進めていくための基礎的研究として位置づける。

2. 方法

本研究では、運動部活動の在り方や運動部活動の実態調査に関する文献及び論文を参照し、運動部活動の地域移行に関する論点について考察する。その際、運動部活動の地域移行推進に影響を与えたと考えられる「教員の多忙化」「生徒の部活動参加の志向性」「部活動指導に関わる専門性」「運動部活動における教育と競技の関係性」の4項目に関する先行研究を参照し、現在の部活動が抱える問題点について整理する。その上で、これまでに進められてきた部活動の地域移行に関する省庁から出された通知や提言の内容を整理し、どのような形で議論が進められているかを検討し、その議論が従来の議論とどのように折衷していくかについて考察する。

なお、本稿では運動部活動の地域移行によって生じるであろう改訂学習指導要領における部活動の位置づけや「国立及び公立学校の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の制度的問題、地域指導者に関する人材の問題、部活動を実施する施設の問題、大会の在り方に関する問題等については、紙面の関係上、対象外とすることを断っておく。

3. 部活動に関する議論の整理

以下では、運動部活動の地域移行に関する議論の中で特に焦点化された、「教員の多忙化に関する議論」「生徒の部活動参加保証に関する議論」「部活動指導に関わる専門性に関する議論」「運動部活動における教育と競技の関係性に関する議論」の4つの議論に関する先行研究の内容について整理する。そして、文科省及びスポーツ庁から出された通知・提言及び経済産業省地域×スポーツクラブ研究会から出された提言をもとに、運動部活動の地域移行に関わる議論の変遷について整理する。

3-1. 教員の多忙化に関する議論

太田(2018)は、3182名の中学校教員を対象に実施した、長期休業期間を除いた通常期の平均労働時間に近い10月の労働時間の調査について報告している。その結果、教員の労働時間の平均値は平日1日当たり12.03±1.31時間であり、1日の半分以上の時間を学校内での仕事に費やしていることが明らかとなった。平日1日当たり12時間以上働いている教員について、「1週間当たり

20時間の時間外労働×4週＝月80時間の時間外労働」とみなすならば、健康や生命を害する危険のある「過労死ライン」を超えていると想定される。また、休日出勤の有無について調査すると、9割以上の教員が1か月の間に少なくとも1度は休日も出勤していると回答し、休日も出勤することがあると答えた2920名の教員のうち、およそ77%が週1回以上、休日に出勤していると回答した。この結果は、平日の労働時間の合計だけでも過労死ラインを超えるほど働いている教員の多くは、休日を返上してまで学校に来て働いていることを表している。勤務に対する実感としての「仕事が忙しい」という質問に対して、55.4%という半数以上の教員が「とても思う」と強い肯定を示し、「どちらかといえば思う」と答えた教員（30.7%）と合わせると9割以上の教員が自身の働き方を忙しいと認識していた。

長時間勤務の要因の一つとして「部活動・クラブ活動」が挙げられるが、1週間当たりの部活動立会時間について調査すると、教員全体では1週間当たり平均10時間弱は部活動に立ち会っていることが明らかとなり、1週間当たり5日以上部活動を実施している教員は87.1%にも上っていた。運動部活動顧問の時間的負担については青柳ら（2017）も調査を実施しており、公立中高教員約350名を対象としたアンケート調査では、実際に練習に参加している時間が最も長く、年間平均で755.8時間であった。また、引率に関連する業務は練習試合143.9時間、合宿36.9時間、大会93.6時間で合計274.4時間となり、その他にも366.3時間ほどが部活動の間接的なマネジメント業務^{注2)}の時間に充てられていることを報告している。

また、文科省（2018）が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果によると中学校教員の1日当たりの平均学内勤務時間は11時間32分であり、業務内容別の学内勤務時間についてみると、授業準備に充てられている平均時間は1時間26分であった。

3-2. 生徒の部活動参加の志向性に関する議論

西島（2006a）は、部活動に加入している中学生に対する調査結果より、部活動のなかで一番楽しみにしていることとして、「練習や活動」が40.0%、「部員とのおしゃべり」が32.5%、「試合やコンクール」が22.0%であったことを報告している。

また、西島（2006b）は部活動非加入者も含めた中学生及び高校生を対象にした調査で、部活動を通して得られる効用として、「仲のよい友達ができる」「好きなことがうまくなる」「精神的につよくなる」「礼儀正しくなる」「進学や就職に役立つ」「健康なからだをつくれる」の6項目を挙げて、そう思うかどうか尋ねている。その結果、部活動加入者が一番期待している効用は「仲のよい友達ができる」であったことを報告している。そして、西島（2006c）は中学校生徒に対して部活動改革に関する調査を行い、「自分の中学校に入りたい部活動がない場合になりたいか？」という問いに対して、46.6%が自分の中学校の他の部活動への加入（自校志向）を希望し、34.3%が他の中学校の入りたい部活動への加入（他校志向）を希望する結果となった。また、「大会やコンクールに参加するのに必要な人数が足りない場合になりたいか？」という問いに対

しては、26.7%が他の中学校と合同チームをつくることを希望（合同チーム）し、47.3%が合同チームをつくるのではなく、自分の中学校の他の部活動をやっている人に加わってもらって参加することを希望（自校の他の部員）する結果となった。そして、「入っている部がなくなってしまう場合にどうしたいか？」という問いに対しては、61.5%が学校の他の部活動を志向（学校志向）し、36.8%がその活動のできる学校外のスクールや教室を志向（地域志向）する結果となった。

なお、部活動に高コミットメントと非加入の生徒だと半数強が地域志向であり、中・小コミットメントの生徒は4分の3が学校志向であった。また、活動の得意な生徒は地域志向が強く、ふつうや苦手な生徒は学校志向の傾向であった。そして、中学入学以前や現在において、学校以外でその活動を行っている生徒は、地域志向が強い傾向があった。

また、笹川スポーツ財団（2018）は12～21歳のスポーツライフに関する調査を実施し、所属している運動部と生徒自身の志向性に関する調査結果を示している。その結果、「所属している運動部と生徒本人がともに勝つことを目指す勝利志向のグループ」が62.8%と最も多く、「部は勝利志向だが生徒本人は楽しみ志向のグループ」が16.3%、「部と生徒本人ともに勝ち負けよりも楽しく活動することを目指す楽しみ志向グループ」が15.3%、「部は楽しみ志向だが生徒本人は勝利志向のグループ」が5.6%という結果であった。つまり、半数以上が部及び生徒共に勝利志向であり、本人は楽しみ志向だが勝利志向の割合も合わせると、8割の運動部が勝つことを目指している状況にある。

3-3. 部活動指導に関わる専門性に関する議論

文科省（2018）が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果によると、調査に回答した84.5%の教員が部活動の顧問を担当しており、「担当の部活動について、あなたは指導可能な知識や技術を備えていると思いますか」との設問に対し、「あまり備えていない」が18.9%、「全く備えていない」が15.1%で約3割の部活動顧問が部活動指導に必要な知識や技術を十分に持ち合わせていないで指導にあたっている実態が浮き彫りとなった。

また、太田（2018）が報告する調査結果では、9割以上の教員が部活動顧問に就いており、どの担当教科でも、ほぼ全員が何らかの部活動顧問に就いていることが明らかとなった。また、加藤（2018）によると、運動部の顧問担当状況に関しては、保健体育科教員にいたっては95.4%が運動部の顧問に就いており、外国語・社会・理科・数学・国語の担当教員でも7割以上が運動部の顧問に就いている実態が明らかになった。そこで、運動部顧問教員に対し、科学的知識に基づいて部活動指導を行うことができるかどうかを尋ねてみると、保健体育科教員は7割以上が科学的知識に基づいて指導できると答えているのに対し、その他の教員では4割ほどであった。運動部に限らず文化部も含めた結果であるが、顧問を務める部の活動を中高時代に経験していた教員は42.5%であり、残りの57.5%の教員は中高時代に経験が無い部の顧問をしており、かつて経験したことの無い部の顧問を任されている教員が多数派であることが明らかとなった。顧問をする

部の経験の有無と、部活動に感じるストレスの関係についてみると、経験がある教員よりも経験がなかった教員の方が、部活動にストレスを感じる割合が高く、中高時代の経験がない教員は、部活動顧問にストレスを感じやすい傾向にあることが明らかとなった。

西島（2006）は部活動における指導者の専門性について中学生を対象に調査を実施しており、「専門に指導できる教師が学校にいない場合に誰に指導してもらいたいか？」という問いに対して、25.1%が専門ではなくても学校の教師を希望し、73.3%が専門の外部指導員を希望する結果となった。その内訳として、部活動にコミットメントが高い生徒やその運動が得意な生徒、中学入学以前や現在において学校以外でその活動を行っている生徒、保護者にその活動を行った経験がある生徒ほど外部指導員を希望する傾向にあることが明らかになった。

3-4. 運動部活動における教育と競技の関係性に関する議論

運動部活動に関する教育の論理と競技の論理の二項対立原理をもとにした議論のはじまりは、1940年代まで遡る。戦後の運動部活動は、1948年の文部省（現：文部科学省）通達「学徒の対外試合について」が出されて以降、運動部活動を徹底して教育活動として位置づけるために、対外試合の基準を厳格に定め、勝利至上主義や商業主義を抑制する方針がとられた。しかし、東京オリンピックが開催された1960年代以降は、対外試合基準の一連の規制緩和により、運動部活動を選手養成の場ととらえる各競技団体と、あくまで教科の活動では得られない生徒の自治能力や主体性を涵養する場と考える文部省・教育委員会・学校との、「競技」と「教育」という対立する論理の葛藤の歴史といえる。しかし、現実的には競技の論理が教育の論理を押し切ってきた過程と捉えられ、友添（2016）は競技の論理の優越が、勝利がすべてに優先されるという悪しき勝利至上主義を生み出し、運動部における暴力を引き起こす温床となっていると指摘する。

久保（2005）は、運動部活動における教育と競技の二重空間構造について次のように述べる。「運動部活動は、教育の論理が支配する『教育的空間』に存在するのみならず、同時に競技の論理が支配する『競技的空間』にも存在している。つまり運動部活動は『教育的／競技的二重空間』にあるといえる。それゆえに、『教育的空間』とは異なる空間、すなわち『競技的空間』におけるサブカルチャーの影響を受けることになる。その二重空間において『教師／コーチ』は、『教育的空間』の価値『子どもたちの成長は善い』ではなく、『競技的空間』の価値『勝利は善い』に支配される蓋然性がある。そこでは『教育プログラム』の中に組み込まれたはずの『コーチング回路』が、『競技的空間』からの勝利への強い『ノイズ』によって、あたかも『競技力向上プログラム』の中に組み込まれたかのように変質してしまうのである。」

競技の論理に関して岡部（2019）は、スポーツを考えるうえで、結果としての勝敗はスポーツの本質的な特徴とし、近代社会における経済的、政治的側面の変化は、スポーツのあり方や勝敗の重要性、実践主体の立場や内面も変化させることになり、勝利／敗北の二次元的なコード（規範）によって実践主体は各々の動機や状態が異なるものであっても勝利を追求することを強いら

れるようになると述べる。そして、競技スポーツの論理・構造によって導き出される実践や価値観は、教育としてのスポーツの実践と対立することになり、二重構造の問題を解決することはできないことを指摘する。

一方、教育の論理としては、現行学習指導要領における部活動は教育課程外の活動であるが学校教育の一環であるという位置づけを前提とする。学習指導要領の総則には「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする」と明記されており、部活動を教育的視点から捉える必要性が出てくる。神谷（2015）は、子どもの人格形成に向けた、教科指導と生活指導にかかわる教育計画が教育課程であるとし、そこでは子どもを文化・科学、あるいは生活・集団に働きかけさせたり、その結果として陶冶と訓育に導いたりする教師の専門性が想定されてきたと述べる。そして、学校が運動部活動を課外に位置づける積極的な理由として、教育課程における陶冶と訓育が強化される点にあり、教育課程から離れた日常生活に近い場面で、発展的な陶冶と訓育に向けた指導が展開でき、子どもの人格形成という目標により接近できることを挙げている。また、課外の運動部活動の指導が、教育課程において発揮される教師の専門性と密接に関わるからこそ、学校で実施する根拠となることを指摘する。

森田（1993）は、学校教育において部活動で競技力を向上させることの問題性を、「競技力向上」の立場と「学校教育」の立場の両側面から検討している。そこでは、スポーツ文化の発展という立場から競技力向上を積極的に捉えた場合、このような政策の妥当性・合理性が問われなければならないと述べる。つまり、戦後以来、オリンピックに向けた選手強化への圧力を背景に、対外競技（対外試合）基準が緩和され、児童・生徒の競技の場は広げられてきたが、その成果が確実に実を結んでいるのかということを問う必要がある。現実としては、対外試合の枠を拡大してきたことによって、指導者だけでなく子どもたちも目前の大会での勝利や記録をおさめることに主眼を置いて、猛練習を行っている。さらに、この状況はマスコミ報道によって過熱化され、学校さらには地域を巻き込み、結果的に、子どもたちはその時期に好成績や勝利をおさめることができたとしても、身体的にも精神的にも擦り切れてしまい、本来最高のパフォーマンスが期待される時期には既に燃え尽きた（バーン・アウト）状態になってしまっていることも少なくない状況を生み出している。一方、学校教育の立場から見ると、部活動の最も大きな意義は「1つのことに取り組む中で得られる価値」（「運動の内在的価値」としての主観的意味〔達成感や自己実現など〕）であり、自らの卓越に向けて「うまくなろうとする」「勝とうと試みる」経験自体が重要であるとする。そのため、学校教育の場で「競技力の向上」を主眼に置くということは、競技力（記録や勝敗など）という「一元的な」序列の中に子どもたちが組み入れられることであり、子どもたちがスポーツ経験によって得られる多様で豊かな可能性を制約・損失しかねないことになる。

3-5. 運動部活動の地域移行に関わる議論の変遷

3-5-1. 文科省「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」

2016年に実施された公立の小・中学校の教員を対象とした教員勤務実態調査の結果によって、教員の長時間労働の実態が深刻な状況であることが改めて明らかになった^{注3)}。その結果を受けて、2017年6月22日に文部科学大臣から中央教育審議会（以下、中教審）に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が諮問され、教員の長時間労働をめぐる問題が教育政策上の重要課題として取り込まれることになる（北神，2018）。そして、中教審が同年12月22日に「中間まとめ」を取りまとめると、同月26日には文科省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、2018年2月9日に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（以下、緊急対策）が通知された^{注4)}。この緊急対策の「1. 学校における業務改善について（2）中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について」において、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務として「部活動」が明示された。ここでは、以下のように部活動について記されている。

各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。

少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、生徒がスポーツ・文化活動等を行う機会が失われないよう複数の学校による合同部活動や民間団体も含めた地域のクラブ等との連携等を積極的に進めること。

教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定すること。

一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。

部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師に部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。

以上の通知においては、教員の長時間労働を解消するための働き方改革における一つの方策として、部活動業務の位置づけが示され、部活動指導員などの外部人材の積極的参画の推進が提起された。また、少子化の影響を鑑みた部活動数の見直しと合同部活動・地域クラブ等との連携推進、部活動の活動時間の適正化、入試制度の在り方、教員の採用・人事配置についても取組の徹底を求めている。

3-5-2. スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

緊急対策が通知された同時期の2018年3月には、スポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、総合ガイドライン）が示された。総合ガイドラインでは今後の運動部活動の在り方に関する方針が示されており、緊急対策のような教員の働き方改革を意識した内容ではなく、以下に示すように運動部活動に参加する生徒にとって望ましいスポーツ環境構築の観点に立った内容となっている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

…（中略）…

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

…（後略）…

しかし、総合ガイドラインの中では「都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部への

関与について、『学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）』及び『学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）』を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う」と記載されているように、先述した緊急対策の内容が少なからず反映されている。そのため、緊急対策では具体的に示されていなかった内容について基準^{注5)}を明示しつつ、緊急対策と同様に部活動数の適正化、部活動指導員の積極的配置、合同部活動・地域クラブ等との連携推進について提起する。

3-5-3. 文科省「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

総合ガイドラインに基づく運動部活動改革が進められる渦中の2020年9月に文科省より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（以下、働き方改革を踏まえた部活動改革）が示される。先述した緊急対策では、教員の働き方改革の一方策として部活動に対して言及していたが、2019年中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされたことから、これまで以上に重点的に部活動改革に取り組むこととなる。そこでは、「部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である」との部活動の意義を示しながらも、「一方で、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場面が生じる」との課題を指摘している。そこで、以下の3つの改革の方向性を示す。第一に、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であるであることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する。第二に、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築する。第三に、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実現できる環境を整備する。そして、具体的な方策として、休日の部活動の地域移行を令和5年度以降に段階的に進めていくことを掲げた。働き方改革を踏まえた部活動改革が示されたことにより、部活動改革における具体的方策を改革スケジュールに準じて実施する必要性が出てきたことで、運動部活動の地域移行に議論が加速することとなる。

3-5-4. 経済産業省地域×スポーツクラブ産業研究会「第1次提言」

学校教育及び運動部活動を管轄する文科省（スポーツ庁）に先立って、2020年10月に経済産業省内に地域×スポーツクラブ産業研究会が設置され、運動部活動問題についても議論されることとなる。研究会立ち上げ後、計10回の議論を経て、2021年6月に「第1次提言」が公表された。

第1次提言では、以下の2つの問題意識と4つの関連論点を示されている。

2つの問題意識

1. 「サービス業としての地域スポーツクラブ」を核とした産業クラスターの可能性
 - ・欧州では地域社会・経済のエンジンと呼びうる「地域スポーツクラブ」が存在。日本においても「無償ボランティア」頼みではなく、地域に根付き、裾野の広い「新しいサービス業」を生み出し、成長軌道に乗せるための手立てを考える必要。
2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題
 - ・ジュニア世代の主なスポーツ機会である学校部活動は、教員の過重労働問題等により、持続可能性に黄色信号。
 - ・休日部活動の段階的な地域移行方針は文科省から通知されるも、その後の全体像と道筋は未だ不透明。

4つの関連論点

- i. 資金循環—トップスポーツの成長産業化による、スポーツ資金循環の創出—
 - ・世界のDX潮流に乗れていない日本のトップスポーツは成長に課題。トップスポーツが稼ぎ、その収益や人材が地元でスポーツの裾野を広げ、さらに地元のプロスポーツの成長に繋がるという「資金・人材の太い循環」の構築の可能性。
- ii. 活動場所—自治体とスポーツ産業それぞれの、施設運営・改修負担の緩和—
 - ・施設老朽化・少子化が進む中、学校施設や社会体育施設は更新・再編が必要。一方、自治体財政は逼迫し、スポーツクラブ産業の側も施設運営・改修負担に課題を抱える。民間資金を活用したwin-winの合理的な再整備に課題。
- iii. 指導者—プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者の確保—
 - ・指導者を質的にも量的にも確保する必要。学校教員や元アスリートの、スポーツ指導者としての学習機会確保や資格の活用、学校教員の兼職
 - ・兼業に課題。
- iv. 派生需要—リアルとデジタルが融合した「総合放課後サービス業」への発展—
 - ・学校ICT環境とEdTechの普及により、従来サービスの「コモディティ化」に対する不安や、施設維持負担を抱える学習塾等と、スポーツクラブ産業とが融合した総合放課後サービスが生まれる可能性。

上記の問題意識及び関連論点の踏まえ、「第1次提言」では以下の4つの提言を示している。

提言1：「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化

- ・学校部活動はそもそも「社会教育」（学校でも企業やNPOでも担いうる機能）である

この確認が必要。学校部活動は、①社会教育法上の「社会教育」の定義「学校教育課程外の組織的な教育活動」に該当するはずだが、②文科省の事務連絡には学校部活動は「学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動」と記載されている。この「曖昧さ」は、地域移行を考える学校現場や、受け皿を担いうるスポーツクラブ産業の判断を迷わせないだろうか。

- ・文科省は昨年「休日部活動の段階的地域移行」「長期的には地域に移行すべき」との見直しを出したが、そもそも、①学校部活動は「社会教育」である旨を明確にし、②学習指導要領からは部活動の位置づけを外し(曖昧さを解消)、③平日も含めて地域移行する具体的方針も明確にすることが必要ではないだろうか。

提言2：全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別(U15/U18等)」の大会参加資格に転換を

- ・中高生の参加する既存のスポーツ競技大会の多くでは、「学校部活動」単位でなければ参加できず、「地域スポーツクラブ」単位での参加が認められていない。
- ・しかし、(提言1で整理したとおり)学校部活動が「社会教育」であると整理されるのであれば、学校部活動も地域スポーツクラブの一類型に過ぎないといえよう。その場合、大会参加資格を運営主体の別によって「学校単位」に限る合理的な理由はないのではないか。
- ・学校部活動の地域移行に伴い、全ての中央競技団体(NF)や中体連・高体連の連携により、①既存の学校部活動単位縛りの大会の「世代別大会への変更」や、②「新しい世代別大会の設立」が進められるべきではないか。

提言3：「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立

- ・スポーツ指導を体系的に学んでいない者による指導の常態化、ハラスメント問題など、一定のクオリティの指導者の確保をめぐる課題が山積。また、学校教員等の「事実上の無償ボランティア」で犠牲と無理を重ねてきたスポーツ現場は限界。「スポーツは、有資格者が、有償で指導する」システムに抜本的に設計しなおすべき段階(スポーツ指導で生計を立てられない構造の解消)。
- ・また、優れたスポーツ指導者の資質をもつ学校教員が、地域スポーツクラブにおいてスポーツ指導を有償で兼職・兼業しようにも、「理屈上は兼業可能だが、事実上許可されない」現状を改める工夫が必要。

提言4：学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供

- ・学校体育施設は、自治体毎の条例や規則等により「営利目的」の団体の使用を禁止している例も多く、スポーツクラブ産業がスクール事業などを行う際に安定的な活動場所として確保することが難しい。旧スポーツ振興法の残滓(「営利のためのスポーツを振興するものではない」)をひきずり、スポーツ基本法の理念が反映されないままの自

治体条例の改正を促すことが必要ではないか。

- ・少子化が止まらない中での学校施設の建替え・再編に際し、稼働率向上・収益力向上がカギではないか（たとえば全ての学校に「低稼働率な屋外プール」は不要、メリハリのある施設整備が必要）。
- ・①学校体育施設の「社会体育施設化」、さらに、②学校施設管理の（教育委員会から）首長部局への移管と、商業施設（カフェ等）・オフィスの入居も前提にした「複合施設化」、③手段としてPPP（Public Private Partnership）による民間投資活用を促すことが有効ではないか。このとき、国から地方自治体への補助スキームにおいてインセンティブ付けが有効ではないか。

上述した「第1次提言」を基に、経済産業省では「未来のブカツ」として、提言で掲げた目指す姿実現に向けたフィージビリティ・スタディ事業を既に開始しており、現在は2021年度の事業結果を検証しつつ、2年目の実証事業を展開している状況にある。

3-5-5. スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」

経済産業省地域×スポーツクラブ産業研究会による「第1次提言」が公表された4か月後の2021年10月に、スポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議が開催された。そこでは計8回の議論を経て、2022年6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が示されることとなる。提言では、「近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行」「競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担」「地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない」という3つの課題が位置づけられた。この課題を踏まえ、目指す姿として「少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。」「スポーツは、自発的な参画を通して『楽しさ』『喜び』を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。」「地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。」の3つを挙げている。そして、改革の方向性として、「まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする（目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標）」「平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進」「地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む」「地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進」を掲げる。「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」で示された課題対応の指針は以下の通りである。

1. 新たなスポーツ環境について

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

2. スポーツ団体等について

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

3. スポーツ指導者について

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用，教師等の兼職兼業，人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

4. スポーツ施設について

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置，ルールの設定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

5. 大会について

- ・大会主催者に対し，地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

6. 会費や保険について

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が，災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

7. 学習指導要領等について

- ・部活動の課題や留意事項等について通知，学習指導要領解説の見直し，次期改定時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じて多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば，見直す

スポーツ庁としては、以上の提言を示し、2023年度からの3年間を休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間と位置づけた。それに伴い、各地方公共団体は改革集中期間に休日の運動部活動の地域移行を実現するため、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画の策定が進められることとなる。

4. 考察

部活動の地域移行に関する議論を運動部活動の在り方や運動部活動の実態調査に関する文献及び論文を参照しながら、整理してきた。以下では、部活動の地域移行に関する議論の構造について検討する。

まず、文科省およびスポーツ庁によって提出された資料を整理すると、部活動の問題点には教員の労働時間が長時間に及んでいることが挙げられている。この問題点を起点として議論が構成され、次に重要となるのが部活動に対する生徒のニーズが一定程度あるという調査結果である。ここから見えるのは、部活動を教育活動として考えた時に教員に対しては過重な負担となり、この点からみれば廃止論へと向かっていく流れも考えられる中、生徒のニーズがあることによって廃止ではなく存続の可能性が探られているということである。そして、こうした議論の構成をとるからこそ、経産省の提案する「地域スポーツクラブ」の活用の可能性の道を拓く。経産省地域×スポーツクラブ産業研究会の「第1次提言」には、新たなサービス業として「地域スポーツクラブ」の存在が位置づけられている。つまり、経済的価値を部活動を起点に創出することで、経済的成長戦略となる可能性を提起する。こうした教育活動に経産省の考えが反映されるのは、「未来の教室」といった教育関連の事業、GIGAスクール構想というデジタルデバイスを用いた教育活動の改編という形で、近年活発になりつつある。こうした変化は、一見すれば教育を現代的な機器や方法の導入といった形で刷新しているように見えるが、注視しなければならないのは既存の教育に対する反省が十分に行われていないことであり、このような教育界へ経済界の論理が流入することは、教育が持っていた力を見失わせる可能性がある。佐藤（2021）は、経済産業省が主導する「未来の教室」事業について、「経済産業省は『未来の教室』を国内のIT産業と教育産業の支援と振興を目的として推進しています。…（中略）…これまで、日本の教育市場が世界の巨大なIT産業と教育産業から守られてきたのは、日本の教育市場の規模が意外なほど小さいこともありますが、何より文部科学省が公教育を擁護し、IT企業や教育企業の侵入を阻んできたからです。しかし、経済産業省の『未来の教室』は、『学校教育』と『教育産業』と『産業界』の壁を壊すことによって、これまで公教育を擁護してきた防壁を取り除いてしまいました。」(p.48)と述べる。教育課程に直接関わるICT教育と、教育課程外活動の部活動とでは議論する土俵が異なるかもしれないが、文科省は部活動を「学校単位」から「地域単位」へと舵を切り始めており、同時に経済産業省が進める「未来のブカツ」における実証事業において、部活動に関わる「学校教育」が「教育産業」「スポーツ産業」とボーダレスに一体化しつつある。運動部活動がどのような形で地域移行されるかについては未知数な状況ではあるが、これまでの取り組みにおける運動部活動の教育的機能については評価・検討する必要がある。

次に、運動部活動に関する研究において議論されてきたことを整理する。まず、文科省およびスポーツ庁によって提出された資料のように教員の労働時間に関わること、生徒のニーズという議論が共通点として存在している。ただし、運動部活動に携わる教員の専門性に関わること及び運動部活動が教育の論理と競技力の論理の二重構造を持ち存在していることに関しては、文科省とスポーツ庁が提出した資料では十分に議論が進められていないと考えられる。とりわけ、教育的な機能を部活動が有していることを鑑みると、この点の欠如、すなわち指導者養成としての部分のみで考えていることに問題がある。休日の運動部活動の地域移行の方針が示されたことによ

り、現場の教員からは歓迎の声も上がっている（朝日新聞デジタル）が、一方で「子どもたちが目の届かないところに行ってしまうか心配」（南日本新聞）する教員もいる。生徒の立場からの観点についても、外部指導者からの専門的な指導を歓迎する声も上がっている（NHK NEWS WEB）が、矢野（2006）は「指導者が、顧問の先生であるか、外部指導員であるかは、中学生・高校生、いずれに対しても、好き嫌いや活動内容の得意さ、活動重視であることなどについては、顕著なちがいはみられませんでした。少なくとも、中学校では、顧問が先生であることで、生徒は部活動への力の入り方が高まる」（p.80）と述べている。つまり、運動部を外部指導者に委託することについては、教員の立場からも生徒の立場からも両極端の意見が存在することになる。ここで、これまで部活動が担ってきた教育的側面について再度確認しておきたい。神谷（2015）は、学校が運動部活動を課外に位置づける積極的な理由として、教育課程における陶冶と訓育が強化される点にあり、教育課程から離れた日常生活に近い場面で、発展的な陶冶と訓育に向けた指導が展開でき、子どもの人格形成という目標に、より接近できることを挙げている。つまり、学校の教員が部活動を担当することにより、生徒の日頃からの生活経験を含めた指導が可能となる。しかし、部活動の時間のみにスポット的に指導にあたる「外部指導者」と生徒と学校生活をともに過ごしている「教師」とでは、基本的な子どもの理解に、あるいはその子の理解がそもそも異なっている恐れがある。実際に日本体育協会（現：日本スポーツ協会）が全国の中学校及び高校の運動部活動顧問を対象に実施した調査（学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書〔2014〕）では、運動部指導における問題・課題項目に関する自由回答で「外部指導者が実権を握っているため口出しできない」「外部指導者については学校の教育活動を十分に理解されずに、保護者や職員とのトラブルなどに発展」といった意見も挙げられている。こうした教育の論理は、技術指導や戦術指導といった方法論としての充実とは別の問題として扱う必要があるだろう。こうした見えない部分あるいは教員が形成する教育文化に関する検討が必要だと考えられる。

そして、あらためて「部活動」の定義に基づいて、その存在意義について考えてみると、関（2022）は、自主、自治といった概念から「部活動」を捉え、その源流にはイギリスの「クラブ（club）」が該当するという。そこで、イギリスの「クラブ」の影響を受けたアメリカのクラブ、イギリスおよびアメリカの影響を受けた日本の倶楽部について概観し、日本における学校と部活動の関係性として「必修クラブ」「クラブ活動」「サークル活動」「部活動」について検討した。そして、「部活動」の概念を形成しうる事項を抽出し、「部活動」の定義を試みている。その結果、「部活動」は「『教育課程外においてスポーツ等を行う組織』であり、『①自主性』『②継続性』『③公認性』の条件を満たすものである」（p.11）と定義される。今後、部活動が地域に移行されたり、部活動の機能を地域スポーツクラブが担うことになるにせよ、関の「部活動」定義に従って「自主性」「継続性」「公認性」の3条件は担保する必要があると考える。

こうした点を議論する素地は、今回の提言では十分に触れられておらず、議論の構造にズレが生じている。つまり、教育機関として長年かけて積み重ねてきた文化的な背景を蔑ろにした地域

への移行を行う前に、改めて議論のズレを修正していく試みが今後の部活動をより良いものへとしていくために必要となるだろう。

5. 結 言

本研究は、運動部活動の地域移行に関わる諸問題について概観し、議論における成果と課題について考察することを目的とした。

研究の結果、文科省およびスポーツ庁によって提出された資料を整理すると、部活動の問題点には教員の労働時間が長時間に及んでいることが挙げられていた。この問題点を起点として議論が構成され、次に重要となるのが部活動に対する生徒のニーズが一定程度あることにより、部活動は廃止ではなく存続の可能性が探られていった。そして、こうした議論の構成をとるからこそ、経産省の提案する「地域スポーツクラブ」の活用の可能性の道が拓かれ、経済的価値を部活動を起点に創出することで、経済的成長戦略となる可能性が提起される。しかし、文科省は部活動を「学校単位」から「地域単位」へと舵を切り始めており、同時に経済産業省が進める「未来のブカツ」における実証事業において、部活動に関わる「学校教育」が「教育産業」「スポーツ産業」とボーダレスに一体化しつつあることから、これまでの取り組みにおける運動部活動の教育的機能については評価・検討する必要があると考えられた。

また、文科省およびスポーツ庁によって提出された資料においては、運動部活動に携わる教員の専門性に関わること及び運動部活動が教育の論理と競技力の論理の二重構造を持ち存在していることに関しては、十分に議論が進められていないと考えられた。とりわけ、教育的な機能を部活動が有していることを鑑みると、この点の欠如、すなわち指導者養成としての部分のみで考えていることに問題があると考えられた。したがって、運動部活動における教育の論理は、技術指導や戦術指導といった方法論としての充実とは別の問題として扱う必要があり、こうした見えない部分あるいは教員が形成する教育文化に関する検討が必要だと考えられた。

そして、運動部活動の地域移行を進めるに当たっては、「自主性」「継続性」「公認性」の3条件を担保する必要があると考えられた。

今後、各自治体において運動部活動の地域移行に関する具体的なプランが策定され、2023年度からの改革集中期間に様々な取り組みが実施されることになる。そこでは、上述した各提言では十分に触れられずにいた議論の素地、つまり教育機関として長年かけて積み重ねきた文化的背景について十分に議論し、今後の部活動をより良いものへと変革していく取り組みが求められよう。そこで、生徒、保護者、教員、地域指導者等のニーズや実態に関する調査を実施し、各自治体における取り組みについて客観的な視点から評価していくことを今後の課題とする。

最後に、2022年6月にスポーツ庁より運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が示されて以降、多くのメディアで運動部活動の地域移行に関する記事が取り上げられた。そこでは、運動部活動の地域移行に対して多くの期待が寄せられる一方、現状を鑑みた懸念事項も示されている。

その中で、教員の長時間労働及び働き方改革を主とした論調が多く見受けられ、運動部活動の主体であるべき子どもたちの視点に立った論が少ないことに筆者としては違和感を覚える。運動部活動は様々な機能を有しているが、スポーツ文化の将来を担う主体者形成の観点からも、子どもたちにとってより良い政策が実行されることを期待したい。

脚 注

- 1) 提言では、「休日の運動部活動の地域移行が概ね達成された後、平日の運動部活動についても地域移行を進めていくことが想定される」と記載されており、将来的には平日の部活動も地域移行する可能性がある。
- 2) 部活動の間接的なマネジメント業務としては、「日々の練習や合宿、大会等の計画・準備など、部活動に関わるイベントを運営する役割」「部活動環境の整備や部費の管理、選手登録、広報（部報）作成などは部活動の内部を組織化するために行われる業務」「生活指導や学習指導など技術指導以外の指導」「会議等への参加や関係者との連絡調整の業務」などが挙げられる。
- 3) 日本の教員の長時間労働が深刻化している実態は、2006年実施の教員の勤務実態調査や2014年公表のOECD（経済協力開発機構）による第2回国際教員指導環境調査（TARIS調査）においても明らかにされており、2016年以前にも状況認識されている。
- 4) 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等の取り組みの徹底について（通知）」は、2019年3月18日に出された「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について（通知）」をもって廃止。
- 5) 緊急対策では部活動の活動時間の適正化について指摘していたが、総合ガイドラインでは具体的な基準として、学期中は週当たり2日以上以上の休養日（平日1日、土日1日以上）を設けること、1日の活動時間は長くとも平日は2時間程度・学校の休業日は3時間程度と示している。

文 献

- 青柳健隆, 石井香織, 柴田愛, 荒井弘和, 岡浩一郎 (2017) 運動部活顧問の時間的・精神的・経済的負担の定量化。スポーツ産業学研究, 27 (3), 299-309.
- 朝日新聞デジタル. 休日の部活指導, 先生に聞いてみたら…民間委託に「養成」が6割越え. <https://www.asahi.com/articles/ASQ626X3DQ5ZUNHB007.html> (2022年6月5日閲覧)
- 神谷拓 (2015) 運動部活動の教育学入門－歴史とのダイアログ. 大修館書店. 56-60.
- 加藤一晃 (2018) 第3章 専門的知識や過去の経験から見た部活動の負担. 内田良, 上地香杜, 加藤一晃, 野村駿, 太田知彩, 調査報告 学校の部活動と働き方改革: 教師の意識と実態から考える. 岩波書店. 46-65.
- 経済産業省 (2021) 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言. https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/chiiki_sports_club/pdf/20210625_1.pdf (2022年9月15日閲覧)
- 北神正行 (2018) 教員の労働環境と働き方改革をめぐる教育政策論的検討. 学校経営研究, 43, 1-10.
- 久保正秋 (2005) 第2部9 体育と指導者. 友添秀則・岡出美則編, 教養としての体育原理—現代の体育・スポーツを考えるために—. 大修館書店. 78-83.
- 南日本新聞. 休日の部活動「地域移行, 実現すれば肩の荷下りる」生徒指導への影響に不安視も 教育現場に波紋広がる. <https://kagoshima.jimoto-news.com/kagoshima-news/80199> (2022年6月8日閲覧)
- 文部科学省 (2018) 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間

- 管理等に係る取組の徹底について. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afiefieldfile/2019/04/15/1414498_3_1.pdf (2022年9月20日閲覧)
- 文部科学省 (2018) 教員勤務実態調査 (平成28年度) (確定値) について. https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/09/_icsFiles/afiefieldfile/2018/09/27/1409224_004_2.pdf (2022年9月21日閲覧)
- 文部科学省 (2020) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革. https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf (2022年9月20日閲覧)
- 森田啓之 (1993) 運動部活動における「競技力向上」の問題性—「対外運動競技基準」の緩和をめぐる一. 体育・スポーツ哲学研究, 15 (1), 3-16.
- 中澤篤史 (2011) 学校運動部活動の戦後史 (上): 実態と政策の変遷. 一橋社会科学, 3, 25-46.
- NHK NEWS WEB. 中学校の部活動が変わる? 地域移行ってなに?. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220531/k10013651941000.html> (2022年6月3日閲覧)
- 日本体育協会 (2014) 学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書. <https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/houkokusho.pdf> (2022年9月28日閲覧)
- 西島央 (2006a) 第2章 生徒の部活動への関わり方 第2節 どのくらいの生徒が部活動に熱心に参加しているのでしょうか?. 西島央編, 部活動—その現状とこれからのあり方—. 学事出版株式会社, 23-28.
- 西島央 (2006b) 第3章 生徒が部活動に期待していること 第1節 生徒は部活動にどんなことを期待しているのでしょうか?. 西島央編, 部活動—その現状とこれからのあり方—. 学事出版株式会社, 41-44.
- 西島央 (2006c) 第10章 部活動改革の実例と課題 第4節 生徒は部活動改革に賛成でしょうか, 反対でしょうか?. 西島央編, 部活動—その現状とこれからのあり方—. 学事出版株式会社, 163-172.
- 笹川スポーツ財団 (2018) 青少年のスポーツニーズと運動部活動—運動部活動の志向性からみる青少年の運動・スポーツ活動状況—https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports_life/column/20180718.html (2022年9月26日閲覧)
- 佐藤学 (2021) 第四次産業革命と教育の未来—ポストコロナ時代のICT教育—. 岩波書店.
- 関朋昭 (2022) 学校における「部活動」の定義に関する研究. 九州地区国立大学教育系・文系研究論文集, 8 (2), 1-16.
- スポーツ庁 (2018) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afiefieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf (2022年9月20日閲覧)
- スポーツ庁 (2022) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言. https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt_ori para-000023182_2.pdf (2022年9月12日閲覧)
- 友添秀則 (2016) 第1章 1-3 運動部活動の外部化をめぐる一. 友添秀則編, 運動部活動の理論と実践. 大修館書店, 5-8.
- 太田知彩 (2018) 第1章 教員の働き方・部活動の実態. 内田良, 上地香杜, 加藤一見, 野村駿, 太田知彩, 調査報告 学校の部活動と働き方改革: 教師の意識と実態から考える. 岩波書店, 6-23.
- 矢野博之 (2006) 第5章 部活動の指導者と生徒 第3節 顧問と外部指導員で生徒の意欲はちがうのでしょうか?. 西島央編, 部活動—その現状とこれからのあり方—. 学事出版株式会社, 78-83.